

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：令和3年2月1日（令和3年（行情）諮詢第36号）

答申日：令和7年1月29日（令和6年度（行情）答申第839号）

事件名：「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインの改正」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書115」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮詢庁が別紙の4に掲げる電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていること及び諮詢庁がなお不開示すべきとしている部分を不開示とすることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年6月5日付け情報公開第00392号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書では「不開示とした部分」を「文書19～21」等と示すだけで具体的な箇所を特定していない。このため内閣府情報公開・個人情報保護・審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるよう開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求めら

れる。

イ 一部に対する不開示決定の取消しを求める。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 意見書

開示決定通知書では「不開示とした部分」を「文書19～21」（2019-00386）や「文書5、6、9」（2019-00079）などと示すだけで具体的な箇所を特定していない（審査会事務局は当該開示決定通知書を諮問庁に提出させ、確認されたい）。このため内閣府情報公開個人情報・保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

第3 諒問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和元年7月31日付で受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1文書（別紙の2に掲げる文書1。以下「先行開示文書」という。）を特定し、開示とする決定を行い（令和元年9月30日付け情報公開第01418号）、更に、最終の決定として114文書（本件対象文書）を特定し、13文書を開示、62文書を不開示、39文書を部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和2年6月7日付で、原処分の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分に係る別紙の3に記載の114文書である。

3 不開示とした部分について

（1）文書2ないし文書20（発受信時刻、パターンコード、背景の斜めに被覆を施した部分）は、現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務

全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

(2) 文書19ないし文書21、文書23、文書25、文書26、文書28ないし文書44、文書46ないし文書57、文書59ないし文書66、文書68ないし文書78、文書80ないし文書90、文書92ないし文書98、文書108、文書110の不開示部分は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・対処方針の検討に関する記述、又は検討の内容を示唆する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は、米国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

(3) 文書2ないし文書18、文書22、文書24、文書27、文書45、文書58（1項目）、文書67、文書79、文書91の不開示部分は、公にしないことを前提とした米国との協議に関する情報であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び米国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

(4) 文書100及び文書115は、日米合同委員会における合意事項や議事録の一部を構成する文書であり、日米双方の合意がなければ公表されないことになっており、公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

(5) 文書58（2項目）は、外務省の非公表の電話番号であり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める。」旨主張するが、外務省は、不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張するが、外務省は、上記3のとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 審査請求人は、「電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。」旨主張し、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めており、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったところ、文書21ないし文書115については電磁的記録を保有していることが確

認できたため、当該電磁的記録を特定し、開示決定等することとする。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、上記4（3）を除き、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和3年2月1日	諮詢の受理
② 同日	諮詢庁から理由説明書を收受
③ 同月12日	審議
④ 同年3月2日	審査請求人から意見書を收受
⑤ 令和6年12月19日	委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
⑥ 令和7年1月22日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めている。

諮詢庁は、上記第3の4（3）において、文書21ないし文書115の電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をするとし、また、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、改めて検討した結果、本件対象文書の不開示部分のうち、別表2に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の電磁的記録を追加して特定することの妥当性及び本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の電磁的記録の特定について

（1）本件対象文書の電磁的記録を追加して特定することについて、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、令和元年7月25日に改正された「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に関する文書を求めるものであり、本件請求文書に該当する文書として別紙の2に掲げる文書1（先行開示文書）及び本件対象文書を特定した。

イ 文書2ないし文書20は、外務本省及び在外公館との間でやり取り

をした公電であり、外務省が使用している電信システムには個々の公電を電磁的記録として取り出す機能がないため、紙媒体にて実施を行った。

ウ 本件審査請求を受け、文書1及び文書2ないし文書115の電磁的記録を保有していることを確認したため、追加して特定することとする。

エ 審査請求を受け、念のため関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、本件対象文書を確認したところ、文書2ないし文書20は、外務本省と在外公館の間でやり取りした公電であり、外務省が使用している電信システムには個々の公電を電磁的記録として取り出す機能がないため、紙媒体にて実施を行ったとする上記(1)イの諮詢の説明は首肯できる。また、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮詢の上記(1)エの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

したがって、外務省において、本件対象文書のうち、文書1、文書2ないし文書115につき、電磁的記録で保有していると認められるので、諮詢が、別紙の4に掲げる電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる部分について

文書2ないし文書20は、いずれも外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であることが認められる。標記の部分を不開示とした理由について、諮詢は第3の3(1)のとおり説明する。

かかる諮詢の説明を踏まえると、発受信時刻、パターンコード及び背景の斜めの被覆部分については、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示することが妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮詢に確認させたところ、諮詢から次のとおり説明があった。

当該部分には、ガイドラインの改正を始めとする在日米軍の諸問題に係る我が国の個別・具体的な分析・評価並びに我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にす

ると、我が国及び米国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、ガイドラインの改正を始めとする在日米軍をめぐる諸問題に係る我が国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国が、将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号については判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、ガイドラインの改正に係る日米間の調整過程に関する情報が記載されている。当該情報については、対外公表しないことを前提として米側と調整していることから、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、仮に同種の調整が将来行われる場合には、調整過程を公にすることにより、交渉上、我が国が不利益を被るおそれがある。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分が公になれば、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、日米間における調整過程が明らかとなり、今後、日米間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあるなど、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる部分について

ア 当該部分の不開示を維持した理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 文書100は、日米地位協定の実施に関する協議機関である日米合同委員会の議事録であり、文書115は日米合同委員会における協議の記録である。

(イ) 日米合同委員会における協議の記録や合意事項については、日

米双方の合意がない限り公表されないことが日米両政府間で合意されている。

(ウ) 文書100は、日米合同委員会において承認された合意事項が記載されており、既に公知とみなすことができ、開示に支障がないと考え、開示の可否などにつき米側と協議を行った。その結果、米側からは当該部分の開示に特段の問題はないと判断するが、米側の署名については、開示は不適当である旨の回答を得た。

(エ) したがって、文書100の米側署名及び文書115については、開示により米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後、米側との間で忌たんのない協議や意見交換を行えなくなるおそれがあることから、不開示とすべきとした。

イ 文書100の米側署名及び文書115を我が国が一方的に開示することとなれば、米国との信頼関係が損なわれ、米国との間で忌たんのない協議を実施できなくなるおそれがあるなどとする上記ア(エ)の諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、文書100の米側署名及び文書115は、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる部分について

当該部分には、我が国政府職員の非公表の直通電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙の4に掲げる電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、別紙の4に掲げる電磁的記録を追加し

て特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、諮問庁がな
お不開示をすべきとしている部分は、同条3号及び6号柱書きに該当する
と認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とする
ことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインの改正」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

2 先行開示文書

文書1 米軍機事故ガイドラインの改正

3 本件対象文書

文書2 在日米軍をめぐる問題（意見交換）（第15334号）

文書3 在日米軍をめぐる問題（意見交換）（第19487号）

文書4 米軍機事故に関するガイドライン（第23010号）

文書5 米軍機事故に関するガイドライン（第28442号）

文書6 （米軍機事故ガイドライン）（第32070号）

文書7 米軍機事故に関するガイドライン（第34525号）

文書8 米軍機事故に関するガイドライン（第36325号）

文書9 米軍機事故に関するガイドライン（第40957号）

文書10 米軍機事故に関するガイドライン（第45399号）

文書11 米軍機事故に関するガイドライン（第49927号）

文書12 米軍機事故ガイドライン改正に係る協議（第55038号）

文書13 米軍機事故に関するガイドライン（第61477号）

文書14 米軍機事故に関するガイドライン（第64942号）

文書15 米軍機事故に関するガイドライン（第66651号）

文書16 （米軍機事故ガイドラインの改正）（第67541号）

文書17 （米軍機事故ガイドラインの改正）（第69041号）

文書18 （米軍機事故ガイドラインの改正）（第70297号）

文書19 米軍機事故に関するガイドライン（第74206号）

文書20 米軍機事故に関するガイドライン（第153号）

文書21 資料

文書22 米軍機事故ガイドラインに係る協議

文書23 Existing Guidelines / Draft Revision

文書24 航空機事故ガイドライン改正交渉

文書25 Existing Guidelines / Draft Revision

文書26 資料

文書27 航空機事故ガイドライン改正交渉

文書28 Existing Guidelines/Draft Revision

文書29 資料

文書30 資料

文書31 資料

文書32 資料

文書33 資料

文書34 資料

文書35 Existing Guidelines/Draft Revision

文書36 資料

文書37 資料

文書38 資料

文書39 資料

文書40 資料

文書41 資料

文書42 資料

文書43 資料

文書44 資料

文書45 米軍機事故ガイドラインに係る協議

文書46 Existing Guidelines/Draft Revision

文書47 資料

文書48 資料

文書49 Existing Guidelines/Draft Revision

文書50 Existing Guidelines/Draft Revision

文書51 資料

文書52 メモ決裁（米軍機事故ガイドラインの改正に係る和訳）（2019年6月17日）

文書53 資料

文書54 現行／改正案／Draft Revision

文書55 資料

文書56 資料

文書57 現行／改正案／Draft Revision

文書58 メール

文書59 現行／改正案／Draft Revision
文書60 資料
文書61 資料
文書62 資料
文書63 資料
文書64 資料
文書65 Existing Guidelines／Draft Revision
文書66 現行／改正案
文書67 資料
文書68 資料
文書69 資料
文書70 資料
文書71 資料
文書72 資料
文書73 資料
文書74 資料
文書75 資料
文書76 資料
文書77 資料
文書78 資料
文書79 資料
文書80 資料
文書81 資料
文書82 資料
文書83 資料
文書84 資料
文書85 資料
文書86 資料
文書87 資料
文書88 資料
文書89 資料
文書90 資料
文書91 資料
文書92 資料
文書93 資料
文書94 資料
文書95 資料

文書96 資料

文書97 資料

文書98 資料

文書99 米軍航空機事故ガイドライン改正に基づく事故現場の規制・迅速な立入り

文書100 議事録

文書101 米軍機事故ガイドラインの改正（2020年1月）

文書102 改正後／改正前

文書103 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン（仮訳）

文書104 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインの改正について（令和元年7月25日）

文書105 (和文) 外務省報道発表（令和元年7月25日）

文書106 (英文) 外務省報道発表（令和元年7月25日）

文書107 Guidelines Regarding Off-Base US Military Aircraft Accidents in Japan

文書108 米軍機事故ガイドラインに関する日米合同委員会合意（2005年4月1日）の改正（基本想定集）（2019年7月24日現在）

文書109 改正されたガイドラインに係る内容の確認について

文書110 資料

文書111 日米地位協定と米軍航空機事故ガイドラインとの関係性

文書112 施設・区域外の米軍機に係る事故の捜査について

文書113 問：私有地に米軍機が墜落し、当該土地所有者が規制線内に入りたいと言った場合米軍が規制することは可能か。可能であればその根拠法令いかん。

文書114 問：模擬弾は私有地に落下していることであるが、改正された米軍機ガイドラインは適用されたのか。

文書115 議事録

※文書番号は、原処分に係る行政文書開示等決定通知書の別紙の番号に合わせたものである。

4 諮問庁が追加して特定すべきとしている電磁的記録
文書1、文書21ないし文書115の電磁的記録

別表1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

理由 番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示 条項
1	文書2ないし文書20（発受信時刻、パターンコード、背景の斜めに被覆を施した部分）	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	3号、 6号
2	文書19ないし文書21、文書23、文書25、文書26、文書28ないし文書44、文書46ないし文書57、文書59ないし文書66、文書68ないし文書78、文書80ないし文書90、文書92ないし文書98、文書108及び文書110	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・対処方針の検討に関する記述、又は検討の内容を示唆する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、又は、米国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	3号、 5号
3	文書2ないし文書18、文書22、文書24、文書27、文書45、文書58（1頁目）、文書67、文書79及び文書91	公にしないことを前提とした米国との協議に関する情報であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び米国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	3号
4	文書100及び文書115	日米合同委員会における合意事項や議事録の一部を構	3号、 5号

		成する文書については、日米双方の合意がなければ公表されないことになっており、公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	
5	文書 5 8 (2 頁目)	当省の非公表の電話番号であり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	6 号

別表 2 (諮問庁が新たに開示する部分)

番号	文書番号	新たに開示する部分
1	文書 2 ないし文書 2 0	宛先及び転電先
2	文書 4 9 及び文書 6 3	表中「現行ガイドライン」の列内の記載
3	文書 1 0 0	米側の署名を除く部分
4	文書 1 1 0	【参考】部分のうち、【参考 1】ないし【参考 4】、【参考 7】、【参考 8】、【参考 11】、【参考 12】、【参考 14】ないし【参考 16】、【参考 19】ないし【参考 22】、【参考 24】ないし【参考 26】、【参考 28】ないし【参考 31】、【参考 37】ないし【参考 40】、【参考 43】、【参考 44】、【参考 48】ないし【参考 50】